



## . 提言集

## 提言集

本研究班でまとめられた「子ども虐待重大事例検証の手引き」には現在の制度において工夫できるところは含めたが、国における制度や施策の発展が必要と考えられる点も多く議論された。以下に、研究報告書で取り上げられた点のみならず、研究班会議で議論された点をまとめて、提言集とした。

### 1. 国が検証委員の研修を行い、少なくとも検証委員長は研修を受けたものが当たるべき

規模の大きな都道府県以外は検証の数も少ない。その場合、他県での状況を知ることが必要である。また、少なくとも検証委員長は子ども虐待の制度等や検証の意味やその方法および法的な裏付けについての知識が必要であるし、検証は時代とともに進化している。国は、検証のあり方の最新の知識を提供する研修会を開き、検証委員長はその研修を受けた人とすべきである。

### 2. 国は検証ための事務局作業としての調査を行う人材をプールして、都道府県からの要請に応じて支援すべき

規模の大きな都道府県は毎年複数件の検証対象が生じるため、業務として組み込むことが出来るが、そうでないと、通常業務を行いつつ、突然の重大事例発症による検証に関する調査を行うこととなり、負担が大きくなる。しかし、一方で、調査は誰でもできるわけではない。国の支援として、人材提供を検討すべきである。

### 3. 子どもが死亡している場合でも虐待が疑われた時には児童相談所への通告を義務化すべき

現在は、子どもが死亡している場合には児童相談所への通告は義務化されていない。そのため、都道府県が検証対象を把握しにくくなっている。更に、検証を行うことだけでなく、きょうだいやその後の家族支援を考えれば、通告がなされるべきである。

### 4. 子どもが死亡している場合でも検証委員会の調査に関して、子どもの情報のみならず、親やきょうだい等関係者の情報に関して、関係機関の情報提供を努力義務化すべき

現在、子どもを守るためには児童相談所への情報提供が努力義務化されているが、死亡事例はその対象とならない。情報を提供する側も提供しやすくするための明確な法的根拠を設定すべきである。

### 5. 警察等捜査情報に関して、守秘義務を強化したうえで、捜査の支障が少ない段階で提供できるような制度とすべき

本研究でも明らかのように、警察等捜査情報は検証に非常に役立つものであるが、現在は提供されない状況にある。警察庁、法務省と早急に協議し、捜査が終了した場合や不起訴の場合に提供できるような仕組みを整えるべきである。

6. 福祉・保健・医療のみの検証から、警察や司法と3者で行う検証に発展させるべき。法医学も入れるべき

これまで福祉・保健・医療を中心に検証がなされてきたが、その限界がある。虐待対応においても警察や司法との連携が強化されてきている現在、重大事例検証も警察や司法と合同で行うことが望ましい。

また、法医学者が検証委員に入っている県も存在したが、警察からの依頼で行っている司法解剖に関しては警察情報と同じ扱いとなってしまう。警察・司法との連携を構築し、法医学者も検証委員に加えることを考慮すべきである。

7. 国が報告書をデータベース化し、キーワードで検索できるような資料とすべき

検証報告書は今後の子ども虐待対応を考えるうえで、非常に貴重な資料である。現在、子どもの虹情報センターで収集し、ホームページに公開されている。しかし、データベース化されていないため、同じようなケースについて調べようとしても調べられないのが現状である。キーワード検索ができるような機能をつけて、更に活用を図るべきである。

8. 子ども(少なくとも就学前の子ども)に関しては明らかな病死以外は解剖を行うべき

本研究班の研究の結果でも、検証されるべきケースが検証されていない可能性が指摘されている。その一つとして、子どもの死因は特定が難しいにもかかわらず、異状死であっても解剖されないケースがあり、詳細が検討できていない点がある。その点を改善するためには明らかな病死以外の子どもの死亡に関しては解剖することを義務付けるべきである。

9. 子ども虐待が疑われる事例に関しては、臨床医と法医学者との直接のコミュニケーションが重要であり、それを義務化すべき

子ども虐待が疑われて死亡した事例に関しては特殊な解剖が必要な場合もある。また、臨床所見と解剖所見のすり合わせが大切である。にもかかわらず、現状では、警察が間に入り、直接のコミュニケーションができない条件となっている。その点を改善すべきである。

10. 全ての子どもの死に関する検証(Child Death Review; CDR)を制度化すべき

CDR に関してはコラムでも述べているように、海外で行われて実績も上がっており、子どもの死を無駄にせず活かすことを考えるうえでは重要な制度である。本研究班の分担研究者である溝口史剛医師が研究代表者となって研究班が組まれているし、日本子ども虐待防止学会を中心として、要望も出されている。早期の制度化が望まれる。



